

2011年1月7日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦

担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

Bangladesh国ダッカ都市交通網整備事業準備調査

ドラフトファイナルレポートに係る助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2010年12月27日（月）14：00～16：00
- ・ 場所：JICA本部（会議室：2階 229 テレビ会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：原嶋委員（主査）、石田委員、田中委員、早瀬委員、松下委員、村山委員
- ・ 議題：Bangladesh国 ダッカ都市交通網整備事業準備調査（フェーズ2）に係るドラフトファイナルレポートについての報告
- ・ 配布資料：1）ドラフトファイナルレポート（環境社会配慮部分）
 - 2）環境影響評価(EIA)報告書案
 - 3）住民移転行動計画(RAP)案
 - 4）ドラフトファイナルレポートに対するコメントおよび対応表
 - 5）スコーピング案対応表
- ・ 適用ガイドライン：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002年4月）
（助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行なう）

全体会合（第8回委員会）

- ・ 日時：2011年1月7日（金）
- ・ 場所：JICA本部（会議室：2階 229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

代替案に関して：

1. 代替案からのルートを選択の過程において、社会環境に関する項目のみが取りあげられているような印象を受けるため、費用、技術、自然環境など他の重要な要素についての検討結果を記述すること。
2. ドラフトファイナルレポートの Table 7.2-1 において、A1 ルートと A2 ルートの相互比較で A1 ルートを推奨案としているが、当初スコーピング段階（2010 年 8 月時点）では A2 ルートを最適案としていた。A1 ルートについて、特に、「Technical Aspect」で記述されている軍用飛行場の飛行機発着への影響を回避できるのかを明らかにすること。

スコーピングに関して：

3. 本事業が実施される場合と本事業が実施されなかった場合の双方について、二酸化炭素(CO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、窒素酸化物(NO_x)に関する排出量収支の予測評価を行うこと。
4. 一部のルートで荒地の表面上が軟弱層で構成されている可能性があり、その場合には地盤改良がなされていなければ、地盤沈下のおそれがある。このことに鑑み、スコーピングにおける「地盤沈下」の評価を見直すこと。
5. ドラフトファイナルレポートの Table 7.4-18 および EIA 報告書案の「6, 4.4 POSSIBLE IMPACT ON OPERATION STAGE B: Others」における「事故」の評価については「モーダルシフトにより事故数の減少が予想される」との記述に書き換えること。

調査 TOR に関して：

6. 工事中の資材搬入、工事作業、産業廃棄物による影響と対策、さらに建設資材のライフサイクルフローについての基本方針を記述すること。
7. 社会影響調査の概要と結果の記述にあたり、次の 4 つの点を含めること。
 - 1) 適正な鉄道運賃について、その調査対象者、調査方法および調査結果。
 - 2) 雇用、生計手段、従来の交通手段を営む人々への影響および営業補償に関する調査方法および調査結果。
 - 3) MRT（大量輸送交通）の供用後、バスは feeder 機能を持つと結論づけた根拠。
 - 4) 短期的（季節的）居住者の定義および対象地域における有無。

環境影響に関して：

8. 都市部や郊外部での効果構造などの建設に伴って発生する建設残土の発生量を予測し、その処理方法について検討すること。

住民移転に関して：

9. 非自発的移転の影響軽減策として、適切な金銭補償または代替地の確保がなされるよう働きかけること。また、被影響住民を対象とした調査で明確になった意向について詳しく記述すること。この点に関連して、RAP 案では、代替地を検討しない方針であるとの記載がなされているが、内容を確認したうえで必要な修正を加えること。
10. 住民側は移転補償として「市場価格の 50%増」を要望している。その一方で、移転住民への補償は JICA ガイドラインの要求水準を下回ってはいけないが、それを超えても、他との公平感を増長させる。RAP 案では、これらの点を考慮して適切な補償方針を明示すること。また、市場価格、Maximum Allowable Replacement Value (MARV)、再取得価格などの関連する用語の使い分けを明らかにすること。
11. 今後進められる住宅地開発の際に、被影響住民が希望する場合に抽選なしで優先的に入居が促進されるとする点について、この権利が保証される期間や開発計画の見通し等について、より具体的に示すこと。
12. RAP 案のうち、非正規住民を対象とした補償金支払いメカニズムを示した Figure 5.2 のフローがわかりにくく、部分的には循環していてプロセスに時間を要するようにも思われるため、より明解なフローにするよう努めること。
13. 苦情処理委員会 (Grievance Redress Committee) の構成メンバーとして、被影響住民は男女各 1 名となっているが、移転対象地が広範囲にわたり、一つのコミュニティとして形成されているとはいえないことを考慮すると、関係するコミュニティからそれぞれ住民が加わるような形が望ましいと思われるため、その可能性について検討すること。また、メンバーに加わる被影響住民の選定については公正を期すこと。
14. 移転支援委員会 (Resettlement Advisory Committee) に加わる被影響住民の代表の選定は、移転対象地が分散していることから、各コミュニティを代表するメンバーを複数選定するような仕組みを検討すること。

ステークホルダーミーティングに関して：

15. ステークホルダーミーティングの結果を踏まえて、次の2つの点について具体的な内容があれば示すこと。
 - 1) 本事業により影響を受ける商業者から出されている意見のうち、補償を半年間に延長することの可能性。
 - 2) 移転先の学校施設への転学許可に関する可能性。

16. 2010年10月30日に開かれたステークホルダーミーティングで、被影響住民と思われるグループから提出されたメモランダムの内容がドラフトファイナルレポートなどの文書に表現されていない場合には、ステークホルダーミーティングの記録の中で示すこと。

以上